

令和6年度 第1回
こどもまんなか・少子化対策会議

令和6年4月30日

1. こどもまんなか重点取組方針 (案)について

1 令和5年度検討の振り返り(「こどもまんなか社会」の実現に向けて)

令和5年度第1回(令和5年8月29日)の検討内容と令和6年度予算への反映状況

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を行うことが必要

以下の検討の視点を踏まえて、全庁的に事業の見直し・拡大を検討

【検討の視点】

- ①全庁的に、こどもまんなかの理念に基づいた各種施策を推進すべきではないか
- ・各種施策へのこどもの意見反映、こどもへの年齢対象拡大など

令和6年度の主な取組

- ・【新】児童センター子ども運営会議のモデル事業実施
- ・【拡】子どもの提案の対象年齢の拡大
- ・【新】ゲームを活用した子ども向けのまちづくりコンテスト
- ・「未来くるワーク体験」の推進 など

- ②まずは、市職員から仕事と子育ての両立の推進などに積極的に取り組み、市内企業等への展開を図っていくことはできないか。

- ・市職員のワークライフバランスの確保など

令和6年度の主な取組

- ・職員のワークライフバランスの推進 など

- ③行政だけではなく、こどもを社会全体ではぐくむ取組を推進できないか

- ・こどもを社会全体ではぐくむ機運の醸成など

令和6年度の主な取組

- ・【新】子ども・青少年希望基金の創設
- ・コミュニティ・スクールの推進 など

2 こどもまんなか社会の実現に向けて

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を**権利の主体として認識**し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その**意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
- ③ こどもや若者、子育て当事者の**ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
- ④ **良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消**を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ **若い世代の生活の基盤の安定**を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ **施策の総合性を確保**するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

⇒ 本市においても、「こどもまんなか重点取組方針」を定めた上で、当該方針の下でこどもや若者の「権利擁護」、「意見表明・社会参画」、「体験や活躍の場の提供」や、こども・若者を「社会で支える」取組を「全庁的」かつ「強力に」推進する。

3 こどもまんなか社会の実現に向けた重点取組方針(案)

I. こどもの権利を社会全体に浸透させ、将来を見据えたこどもの最善の利益を図る

<こどものために考える>

- ・こどもの権利に関する周知啓発
- ・事業や計画検討における子どもや若者を視野に入れた検討の実施 など

II. こども・若者の意見表明の機会の充実や、市政や社会への参画促進を行う

<こどもが学び、考え、行動する>

- ・こども・若者の意見を聞くための仕組みづくり（特に声をあげにくい子どもからの意見聴取の強化）
- ・審議会、懇談会などへのこども・若者の参加促進
- ・こども・若者による施策検討への参画促進 など

III. 多様な体験の提供や、活躍できる機会づくりを行う <こどもの育ちを促進する>

- ・自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験の提供
- ・文化や国際交流、起業教育など様々な学びの推進 など

IV. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を行う

<こどもを社会全体で育む>

- ・全ての人がかどもや子育て世帯を応援するための社会全体の意識改革の推進
- ・こどもや子連れの人に対する優先対応や案内・設備の整備などの推進
- ・庁内外に向けたワークライフバランス推進
- ・子育てを応援する地域や企業の取組みの展開など、社会全体の機運の醸成 など

⇒ 今後、全庁的に重点取組方針を共有し、各所管において取組みを検討・実施

4 重点取組方針に対応する事業例

| 方針 | 対応事業（一例） |
|--|--|
| <p>I. こどもの権利を社会全体に浸透させ、将来を見据えたこどもの最善の利益を図る</p> <p>＜こどものために考える＞</p> | <p>【こどもの権利の浸透】</p> <ul style="list-style-type: none">●さいたまキッズなCity大会宣言の普及促進 |
| <p>II. こども・若者の意見表明の機会の充実や、市政や社会への参画促進を行う</p> <p>＜こどもが学び、考え、行動する＞</p> | <p>【意見表明の機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none">●子どもの提案●タウンミーティング <p>【社会への参画促進】</p> <ul style="list-style-type: none">●児童センター子ども運営会議のモデル事業●子どもの社会参画促進事業（子どもがつくるまち） |
| <p>III. 多様な体験の提供や、活躍できる機会づくりを行う</p> <p>＜こどもの育ちを促進する＞</p> | <p>【体験の提供】</p> <ul style="list-style-type: none">●中学校職場体験事業「未来くるワーク体験」●チャレンジスクール（放課後・土曜）●各事業に関する子ども向けの教室・体験 <p>【活躍できる機会づくり】</p> <ul style="list-style-type: none">●ゲームを活用した子ども向けのまちづくりコンテスト●子どもへの各種ポスターや標語などの募集 |
| <p>IV. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を行う</p> <p>＜こどもを社会全体で育む＞</p> | <p>【社会全体の機運の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none">●コミュニティ・スクールの推進●さいたま子ども・青少年希望基金の設置●SDGs企業活動推進 |

2.少子化対策について

1 令和5年度検討の振り返り(少子化対策)

令和5年度第1回(令和5年8月29日)の検討内容

《少子化対策の推進》

本市が持続可能な成長・発展を続けていくためには、安心して出産・子育てのできる環境づくりを行うほか、人口の自然増を下支えする出産・子育て世代の増加を図るなど、全庁を挙げて戦略的に少子化対策に取り組むことが必要

⇒全庁的に問題意識を共有し、各種施策を展開するための基本的な考え方として重点取組方針や、それに基づく重点施策を設定し、組織横断的に課題解決に取り組む

【検討の視点】

①出産・子育てのために居住する世帯を増やすことができないか

- ・ 中間層の転入促進、20代女性の結婚支援や妊娠・出産支援、多子世帯に係る子育て・教育費軽減策など

②誰一人取り残さず、安心して子育てできる環境をつくることも併せて必要ではないか

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備
- ・ 児童虐待防止対策、社会的養育施策、障害児施策の充実
- ・ ひとり親家庭等への自立支援の充実

③持続可能なまちづくりとの両立を図る視点も必要ではないか

- ・ 保育所や放課後児童クラブの待機児童や小・中学校の過大規模化などの発生抑制

子ども・子育て関連施策の充実

本市では、各ライフステージに合わせた切れ目ない支援を実施することで、安心して子育てできる環境づくりを推進し、「子育て楽しいさいたま市」の実現を目指しています。

子ども・子育て関連 令和6年度当初予算額
1,577.1億円（対前年度 +183.6億円 +13.1%）
◎令和5年度12月、2月補正予算における予算額 40.2億円
(主に子どもや子育て家庭を対象とする事業に係る予算額(掲載事業以外も含み、教職員・保育士など経常的な職員人件費は除く))

16か月予算計
1,617.3億円

結婚、妊娠・出産期

乳幼児期（就学前）

学齢期（小・中学生）

青年期（高校生年代）

I 結婚、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない経済的支援の充実

【結婚支援】

・SAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）と連携したデジタル技術を活用した婚活事業の利用促進

・商工会議所青年部と連携した婚活事業の支援

【妊娠・出産】

・早期不妊検査費・不育症検査費に対する支援

・出産育児一時金の支給（国民健康保険）

・伴走型相談支援と合わせたパパママ応援ギフト（10万円）を支給

・新生児に市独自の応援金（1万円）を支給

・第3子以降の新生児に市独自の応援金（5万円）を支給

【拡】児童手当の拡充（所得制限の撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降の支給額を増額、支給回数を年3回から6回に増加）

【拡】子育て支援医療費助成の拡大（入院・通院の医療費を助成、対象年齢を高校生年代まで拡大、所得制限・自己負担なし）

・幼児教育・保育の無償化（原則3～5歳）

【新】低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業の創設（受験料等・大学等入学一時金）

・就学援助制度の実施

【新】大学等進学「夢」支援の創設(大学等入学一時金等)

・入学準備金や奨学金貸付の実施

【拡】児童扶養手当の拡充（所得制限の緩和、第3子以降の支給額を増額）

ひとり親家庭等への医療費助成（ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、入院・通院の医療費を助成）

【新】養育費立替事業、養育費差押えサポート事業の創設（ひとり親家庭の養育費の安定的な確保を支援）

【R6年度当初・R5年度12月補正】低所得の子育て世帯に向けた物価高対策としての特別給付金（5万円）を支給

II 親子の絆を社会全体で支える子育て支援の充実

【子育て支援サービス】

【拡】産後ケア事業の拡充（利用者負担軽減措置を拡大）

【拡】子育てヘルパー派遣事業の充実（1歳未満の乳児がいる家庭の利用できる日数を拡大）

【拡】ファミリー・サポート・センター利用支援事業の拡大（利用料の助成対象を多胎児世帯にも拡大）

【施設サービス】

子ども家庭総合センター（あいばれっと）や市内に18箇所ある児童センターの運営（子ども・家庭、地域の子育て機能を支援）

・子育て支援センターの運営

・単独型子育て支援センターでの子どもの一時預かり事業

・認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の充実

・市独自の子育て支援型幼稚園の充実

・送迎保育ステーションの管理運営

【新】全ての児童を対象とした小学校の施設を活用した放課後の居場所づくりのモデル事業の実施

【拡】民設放課後児童クラブの整備促進

【拡】保育士人材確保施策の拡充（奨学金返済支援事業の創設・保育補助者雇上強化事業・保育所ICT化推進事業・保育体制強化事業の拡大）

【新】こども誰でも通園制度の試行的実施

【拡】私立幼稚園等の「特別な教育的支援が必要な幼児」への支援の充実

【拡】保育所等における医療的ケア児等の受入促進

【親子の絆を深める取組】

・新生児に絵本を贈るブックスタート事業

・父親向け講座、イベント等の開催、父子手帖の発行（パパサンデー、さいたまパパ・スクール）

・孫育て講座の開催、祖父母手帳の発行

「こどもまんなか社会」に向けた主な取組

1 こどもまんなかの理念に基づく取組

【新】児童センター子ども運営会議のモデル事業実施

【拡】子どもの提案の対象年齢の拡大

・大学生と協力したSNS等の活用の見直し

・高校生と連携したホームページやラジオCMの制作

・中学生職場体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」の推進

・市立学校への「未来(みらくる)先生」の派遣

・探求学習プログラム「さいたまエンジン」の実施

2 仕事と子育ての両立を率先して推進

・職員のワークライフバランスの推進

3 こどもを社会全体ではぐくむ取組

【新】子ども・青少年希望（ゆめ）基金の創設

・SDGs企業認証制度の見直し

・コミュニティ・スクールの推進

・放課後チャレンジスクール、土曜チャレンジスクール

・子育て支援情報交換会（校区）の開催

III 良好な教育環境と居場所の確保

・グローバル・スタディの推進

・温かい学校給食の提供（自校式給食）

・国際バカロレア教育の取組の推進

・大宮北高等学校のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の実施

【拡】小学校35人学級の実施

【拡】不登校等児童生徒への支援の充実（Growth）

【拡】スポーツを科学する生徒の育成（2画面比較アプリ・映像解析アプリの全校展開）

・学校施設のリフレッシュの推進

・【R6年度当初・R5年度2月補正】学校トイレ洋式化の推進

【拡】武蔵浦和駅周辺地区に公共施設（義務教育学校等）を整備

【拡】大和田地区に小学校を整備

【拡】生活困窮世帯の子どもへの学習支援等

【新】養育環境等に課題を抱える児童のための居場所づくり

・困難を抱える若者を支援する若者自立支援ルームの運営

【拡】子どもの居場所づくり事業（子ども食堂等への支援）の対象拡大

IV その他

【拡】第3期さいたま子ども青少年のびのび希望プランの策定等

【新】こども・子育て支援の充実・強化のための（仮称）大宮警察署跡地公園の整備

2 国の「次元の異なる少子化対策」と本市における少子化対策

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 若年人口が急激に減少する**2030年までが「日本のラストチャンス」**
 - 人口減少が続けば、持続的な経済成長や社会保障制度の維持が困難に

- 子ども・子育て政策の強化に当たっての**3つの基本理念**
 - 1 若い世代の所得を増やす**
児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減・高等教育費の負担軽減等
 - 2 社会全体の構造・意識を変える**
育休をとりやすい職場づくり、育休制度の抜本的拡充等
 - 3 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**
幼児教育・保育の質の向上、こども誰でも通園制度の創設等



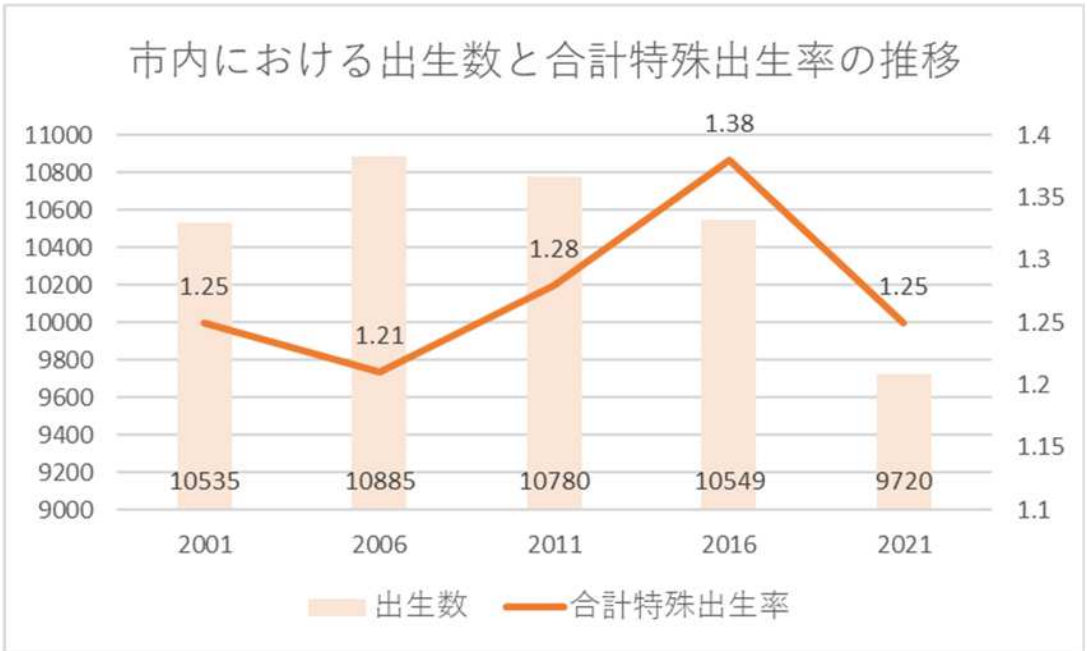
国の「こども未来戦略」に呼応しつつ、本市の状況を踏まえた「**少子化対策重点取組方針**」を定め、当該方針の下で、少子化対策に資する取組を「全庁的」に検討



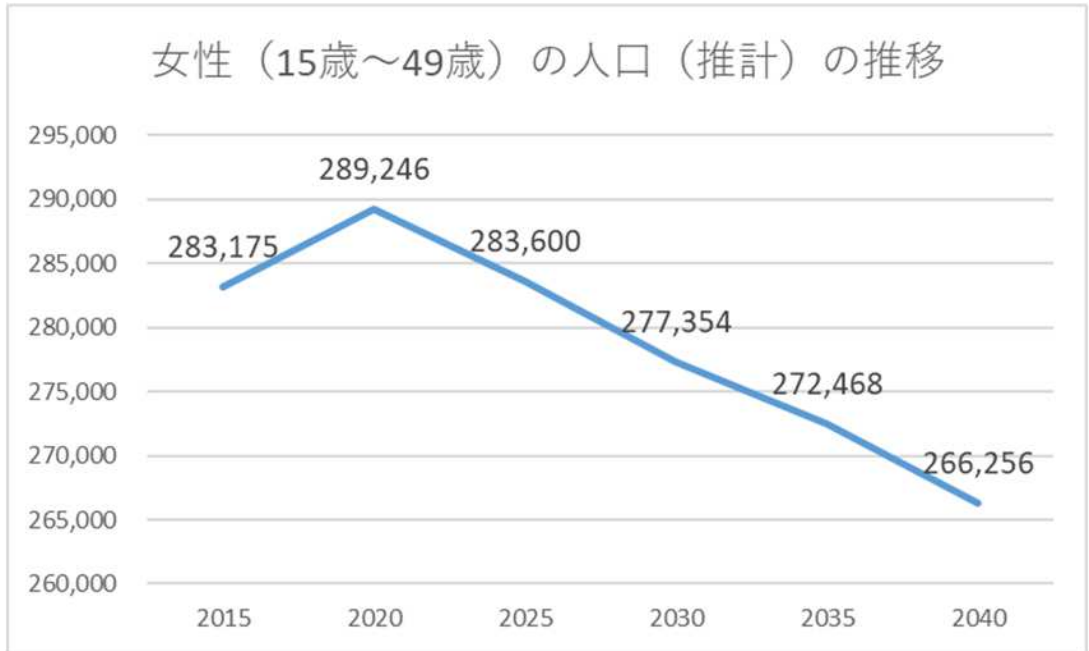
令和7年度からスタートする「**第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン**」に位置付けた上で、本市における少子化対策を「強力的に」推進

3 本市の少子化をめぐる課題と今後の取組みの方向性

課題①：出産が見込まれる15歳～49歳の女性人口の減少



さいたま市保健統計より



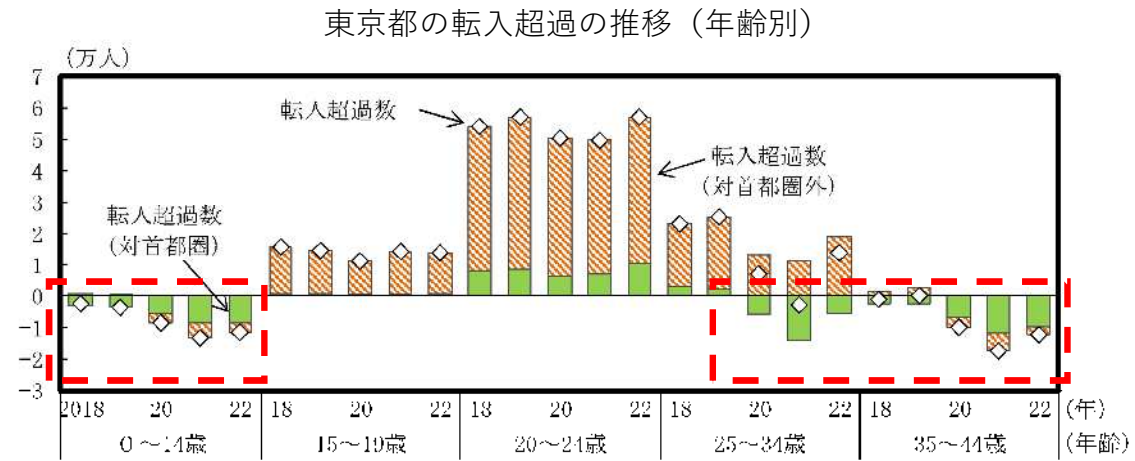
さいたま市シティスタットより

- 市内の出生数や合計特殊出生率は低下傾向が続いている。
- 出産が見込まれる15歳～49歳の女性人口は今後も減少傾向となっている。

若い世代の転入・定住促進を図る必要がある。

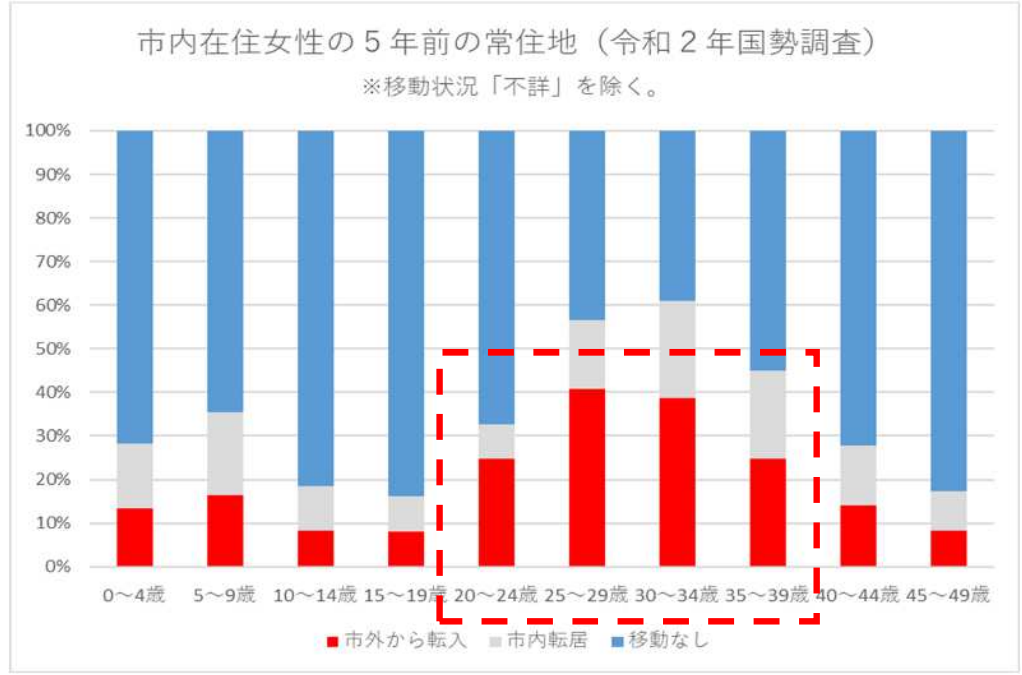
3 本市の少子化をめぐる課題と今後の取組みの方向性

課題①：出産が見込まれる15歳～49歳の女性人口の減少



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成。
2. ここでの首都圏は埼玉県、千葉県、神奈川県を合わせた範囲。

内閣府「2023年度日本経済レポート」より



市内在住女性の5年前の主な常住地 (令和2年国勢調査)

| 25～29歳 | | 30～34歳 | |
|--------|---------|--------|---------|
| 現住所 | 12,790 | 現住所 | 12,170 |
| 市内転居 | 4,691 | 市内転居 | 6,958 |
| 県内他市町村 | 4,218 | 県内他市町村 | 4,362 |
| 東京都 | 2,408 | 東京都 | 3,165 |
| (特別区部) | (1,753) | (特別区部) | (2,613) |
| 神奈川県 | 786 | (川口市) | (773) |
| 千葉県 | 644 | 神奈川県 | 766 |
| (川口市) | (575) | 千葉県 | 598 |
| 栃木県 | 387 | (上尾市) | (375) |
| (上尾市) | (345) | 国外 | 346 |
| 群馬県 | 324 | (横浜市) | (329) |
| (横浜市) | (300) | (北区) | (305) |

- 子育て世帯の東京都から他の首都圏への流出が増加 (東京都内の住宅価格の上昇が原因ではないかとの指摘)
- 本市は東京都から住宅価格や賃料の低い首都圏近郊へと流出する子育て世帯の受け皿になっている可能性



本市へ転入する子育て世帯等のニーズや不満などの分析が必要

3 本市の少子化をめぐる課題と今後の取組みの方向性

課題②：20代女性の有配偶率や出生率が低い

| | 合計特殊出生率 (令和2年) | 女性の年齢別有配偶率 (令和2年) | | | | | | |
|----------------|-------------------|-------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
| 全国 | 1.33 | 0.3% | 7.1% | 35.5% | 60.7% | 70.3% | 72.6% | 71.9% |
| 政令市平均 | 1.30 | 0.3% | 6.4% | 34.7% | 60.1% | 69.9% | 72.2% | 71.2% |
| さいたま市 | 1.30 (9位) | 0.2% (18位) | 5.5% (15位) | 34.2% (12位) | 63.9% (2位) | 74.8% (1位) | 77.8% (2位) | 76.4% (2位) |
| 政令市最高 (熊本市) | 1.51 | 0.4% | 7.5% | 36.0% | 60.3% | 68.6% | 70.1% | 68.3% |
| 政令市最低 (札幌市) | 1.09 | 0.3% | 6.7% | 32.2% | 54.9% | 65.2% | 67.8% | 66.6% |

令和2年(2020) 国勢調査より

| | 合計特殊出生率 (ベイズ推定値) | 母の年齢階級別出生率 (女性人口千人に対する出生率の割合、ベイズ推定値) 【平成30年～令和4年】 | | | | | | |
|----------------|---------------------|---|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| | | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
| 全国 | 1.33 | 2.50 | 22.70 | 74.50 | 97.60 | 55.40 | 12.00 | 0.30 |
| 政令市平均 | 1.29 | 2.21 | 19.23 | 70.06 | 97.63 | 56.27 | 12.36 | 0.35 |
| さいたま市 | 1.29 (10位) | 1.40 (20位) | 13.70 (16位) | 64.60 (12位) | 104.80 (3位) | 60.20 (4位) | 12.60 (8位) | 0.40 (2位) |
| 政令市最高 (熊本市) | 1.53 | 2.60 | 27.90 | 90.40 | 109.00 | 61.30 | 14.10 | 0.40 |
| 政令市最低 (札幌市) | 1.09 | 2.10 | 19.10 | 58.30 | 79.70 | 48.30 | 9.90 | 0.20 |

人口動態保健所・市区町村別統計 (平成30年～令和4年) より

● 20代女性の有配偶率や出生率が低い

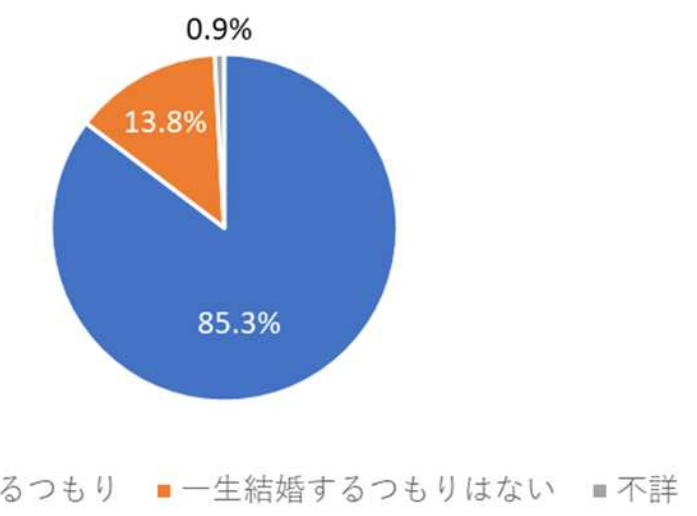


その原因・背景を把握・分析する必要がある

3 本市の少子化をめぐる課題と今後の取組みの方向性

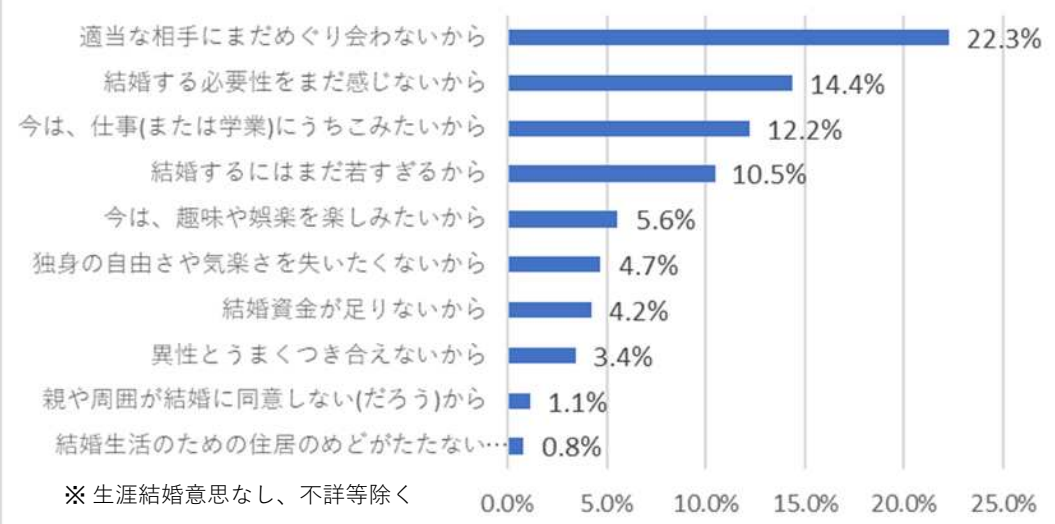
課題②：20代女性の有配偶率や出生率が低い

20代女性の生涯の結婚意思



国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)より

20代女性の独身でいる理由



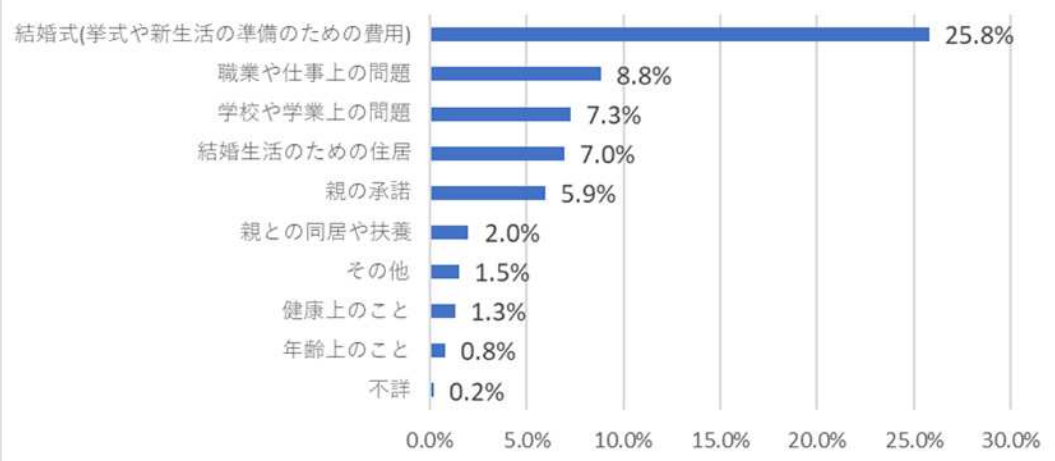
国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)より

- 結婚意思のある者が大多数を占めているが、結婚相手との出会いが課題。
- ある程度目途の立っている場合については、新生活に向けた経済的な理由が課題



ニーズを踏まえた結婚支援や、希望を叶えるための支援を行う必要がある

20代女性の「1年以内の結婚の障害」



国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)より 14

3 本市の少子化をめぐる課題と今後の取組みの方向性

課題③：子どもが3人以上いる世帯の割合が低い

夫婦のいる一般世帯 子どもの有無及び子どもの数の割合(令和2年)

| | 合計特殊出生率 | 子どもあり | (内訳) 子どもの数 | | | |
|----------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | 1人 | 2人 | 3人 | 4人以上 |
| 全国 | 1.33 | 56.8% | 50.5% | 37.8% | 10.0% | 1.6% |
| 政令市平均 | 1.30 | 57.1% | 50.5% | 38.6% | 9.5% | 1.5% |
| さいたま市 | 1.30 | 61.0% (1位) | 49.7% (3位) | 40.8% (1位) | 8.4% (12位) | 1.0% (18位) |
| 政令市最高 (熊本市) | 1.51 | 57.9% | 48.5% | 37.0% | 12.2% | 2.3% |
| 政令市最低 (札幌市) | 1.09 | 50.2% | 54.6% | 36.1% | 7.9% | 1.3% |

※水色は全国平均以上、桃色は全国平均未満 令和2年(2020) 国勢調査より

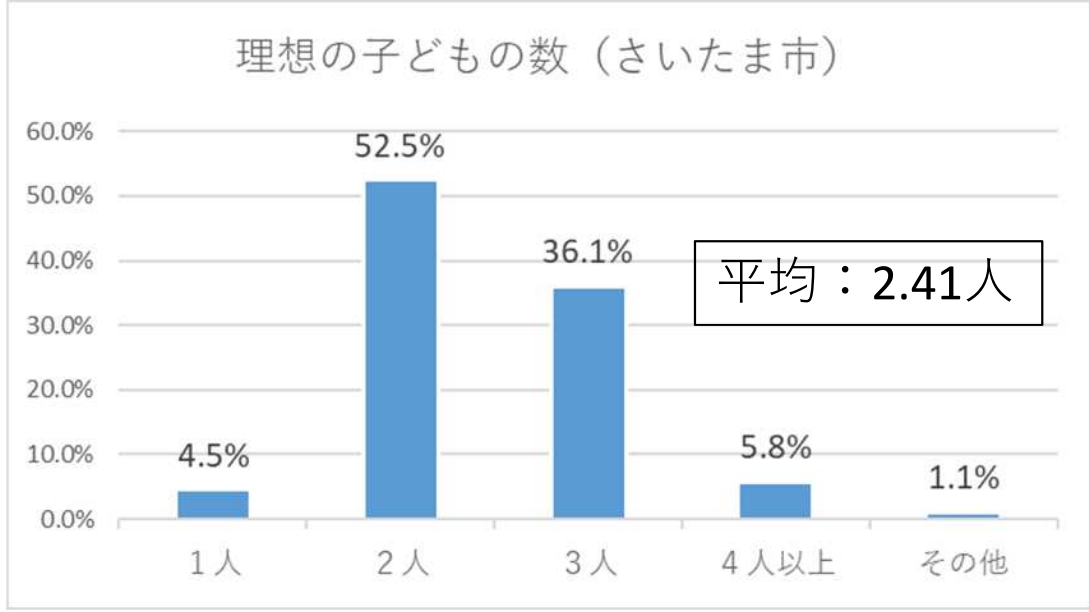
- 子どもが3人以上いる世帯の割合が低い。
- 一方で、3人以上子どもを持ちたい人も40%を超えている



理想と現実の乖離を埋めていく必要がある

| | 令和2年 | | ← | 平成27年 |
|------------|---------|---------|---|---------|
| 夫婦のいる一般世帯数 | 308,001 | - | - | - |
| 子どものいる世帯数 | 188,006 | 61.0% | ✓ | 62.9% |
| 子どもが1人 | 93,473 | (49.7%) | ↖ | (48.2%) |
| 子どもが2人 | 76,744 | (40.8%) | ✓ | (42.1%) |
| 子どもが3人 | 15,839 | (8.4%) | ✓ | (8.7%) |
| 子どもが4人以上 | 1,950 | (1.0%) | ← | (1.0%) |

令和2年(2020) 国勢調査より

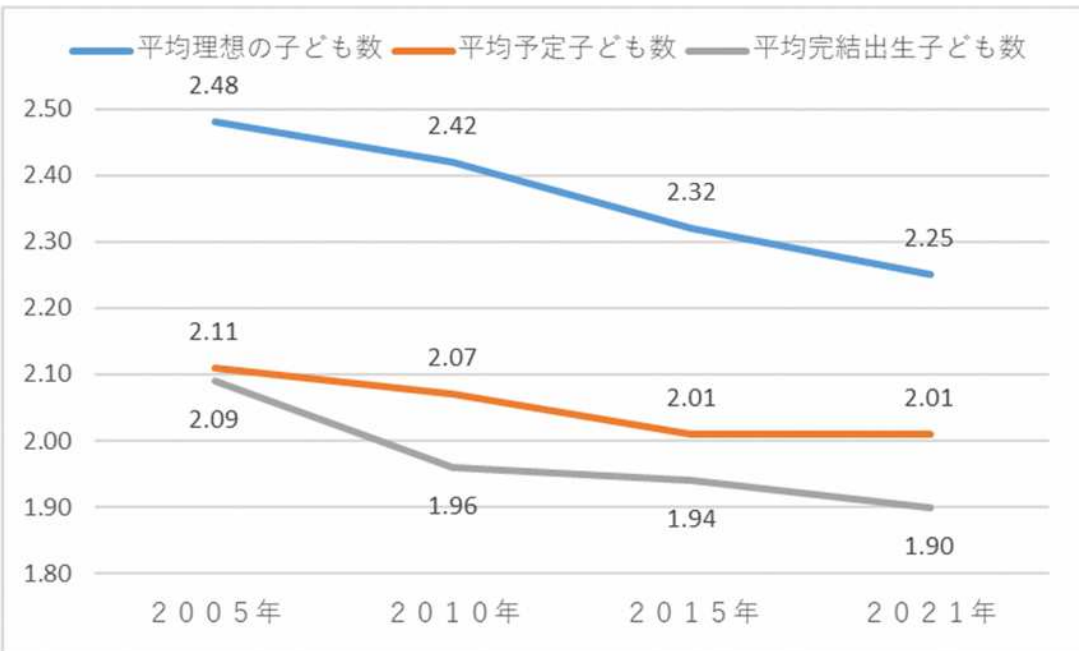


※「青年」、「妊婦」、「未就学児」と「小学生」の保護者からの回答を集計

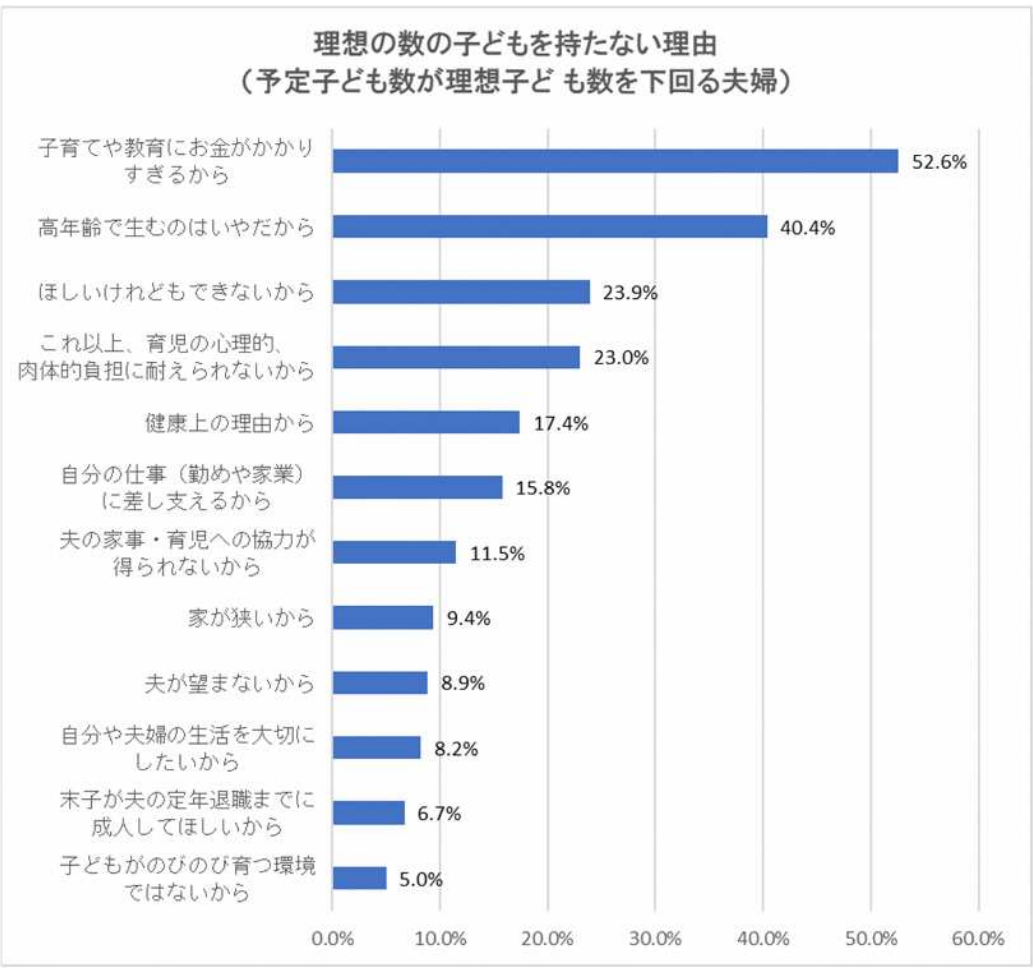
令和5年度 第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン基礎調査より

3 本市の少子化をめぐる課題と今後の取組みの方向性

課題③：子どもが3人以上いる世帯の割合が低い



国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)より



国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)より

●理想の数の子どもを持たない理由は、子育てに係る経済的負担のほか、様々な理由

希望を阻む、様々な障壁を取り除く必要がある

4 少子化対策重点取組方針(たたき台)

■ 本市の課題(①～③)や令和5年度の検討を踏まえ、少子化対策重点取組方針(たたき台)を以下のとおり整理

課題①

出産が見込まれる
15歳～49歳の
女性人口の減少

I. 若い世代の市内居住を増やすための取組みを強化する

- ・若者や子育て世帯に対する住宅取得支援
- ・若い世代のニーズに訴求する上質な生活環境の提供(住環境・通勤環境など)
- ・市外に対するシティセールスの推進 など

課題②

20代女性の有配偶
率や出生率が低い

II. 結婚・妊娠を希望する方への支援を強化する

- ・結婚を望む方への婚活支援
- ・新婚世帯への支援
- ・妊娠、出産、子育てに対するイメージアップ、ライフデザイン教育 など

課題③

子どもが3人以上いる
世帯の割合が低い

III. 理想の数の子どもを持てるような環境づくりを行う

- ・子育て費用や教育費の負担軽減
- ・子育てに係る肉体的、精神的負担の軽減
- ・多子世帯支援 など

持続可能なまちづくり
との両立を図る視点
(令和5年度第1回)

IV. まちづくりやインフラ整備と連動し、適切な人口誘導を行う

- ・比較的高齢化が進む地域への若い世代の居住誘導
- ・中古住宅や空き家などの情報提供 など

⇒ 今年度実施する第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プランの検討とあわせ、市内の状況、子育て施策に関する評価検証も踏まえ、方針の検討を進める。

4 国の「こども未来戦略」と市の取組みとの関係性

| | | 少子化対策重点取組方針（たたき台） | | | |
|---------|--------------------------|---|--|---|---------------|
| | | I. 若い世代の市内居住を増やすための取組みを強化する | II. 結婚・妊娠を希望する方への支援を強化する | III. 理想の数の子どもを持てるような環境づくりを行う | |
| こども未来戦略 | 1 若い世代の所得を増やす | ①児童手当の抜本的拡充 ②出産等の経済的負担の軽減 ③医療費等の負担軽減 ④高等教育費の負担軽減 ⑤個人の主体的なり・スキリングへの直接支援 ⑥いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応 ⑦子育て世帯に対する住宅支援の強化 | ●新婚世帯や子育て世帯などへの住宅取得支援 ●若い世代のニーズに訴求する上質な生活環境の提供（住環境・通勤環境など） ●若い世代が活躍できる環境の整備 など | ●婚活支援 ●妊娠、出産、子育てに対するイメージアップ ●ライフデザイン教育 など | ●多子世帯の負担軽減 など |
| | 2 社会全体の構造・意識を変える | ①男性育休の取得促進 ②育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ③多様な働き方と子育ての両立支援 ④こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 | ●市内企業と連携した多様な働き方と子育ての両立支援 ●若い世代に対する結婚・出産・子育てに関する周知啓発やイメージアップ ●「こどもまんなか重点取組方針」の推進 | | |
| | 3 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する | ①妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ②幼児教育・保育の質の向上 ③全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ④新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ⑤こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実 | ●誰一人取り残さず、切れ目のない子育て支援 | | |

⇒ 今後、国（県）との役割分担や連携を意識し、市として行う事業を整理していく

5 今年度実施する子育て支援策の検証について

検討内容

- 当市の少子化・子育てをめぐる現状と課題の多角的検証
 - 本市の人口動態等の分析（世代構成、配偶関係、転出入など）
 - 子育て世代の意識調査
 - 子育て・教育施設の職員や利用者、市内企業関係者等への聞き取り調査
 - 他自治体との比較分析 など

⇒ 上記の分析を基に当市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を多角的に検証

子育て・少子化対策の専門家による有識者委員会を組織し、上記の検討結果を踏まえ、今後の少子化対策や子育て支援策の提言をとりまとめ

提言を踏まえ、市の**少子化対策における重点取組方針**を検討方針に合致する事業について、**重点取組事業**として設定

第3期 さいたま子ども・青少年のびのび希望プランに位置づけ